

<相談事例>

新聞広告を見て通常価格よりもお買得になっていたのので、試してみたいと思い健康食品を注文した。数日後代引きで届き、代金を支払って商品を受け取った。

1ヵ月後にも同じ商品が届いた。注文時に気づかなかったが定期購入になっていたようだ。仕方なく今回の代金を支払った。次回以降は解約したい旨を業者に連絡したいが、電話が繋がらない。どうすればよいか。

<アドバイス>

広告では、「お試し価格」、「初回〇円」、「送料のみ」などの表示が強調されている一方、定期購入であることは小さい文字で表示されている場合があります。

そのため、定期購入とは認識せず1回限りの購入だと思っていたところに、2回目の商品が届いて初めて定期購入であることに気づくケースが多くみられます。

相談事例では、電話が繋がらないとのことであり、解約したい旨を文書で出すようにと助言しました。後日、相談者から、業者から電話があり次回以降の解約をできたと連絡がありました。

☆トラブルにならないために☆

- (1) 広告に定期購入が条件になっていないか等、契約の内容を確認しましょう。
- (2) 商品を注文する前に、定期購入期間内の解約は可能か、解約の申し出先や方法（電話なのかメールなのか）等も確認しておきましょう。

困った時には、消費生活センターに相談しましょう。